



## 市役所代表

☎ 23 5111

FAX 22 5100

土・日曜日および祝日は閉庁

### ❖お知らせの表記

問…問い合わせ先

申…申し込み先

※費用の記載がないものは無料です。

**「十和田都市計画用途地域の変更(案)」に関する市民説明会を開催します**

市では、都市計画用途地域の一部見直しを検討しています。この変更により建築物の用途制限が変更となるため、説明会を開催します。

とき 3月15日(木) 午後6時～

ところ 市民図書館  
用途地域の変更箇所 西二十二番町の一部

※申し込みは不要です。  
※中央駐車場をご利用ください(無料券を配布します)。

問 都市整備建築課 ☎ 6735

## ■固定資産の縦覧・閲覧

問 税務課 ☎ 51 6768・51 6769

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧と固定資産課税台帳の閲覧により、固定資産税の評価額などを比較や確認ができます。

区分	縦覧	閲覧
趣旨	固定資産税の納税者(固定資産税が課税されている人)は、自分の固定資産(土地・家屋)評価額について、評価が適正であるか、市内の他の固定資産評価額と比較することができます。	固定資産税の課税内容を固定資産課税台帳により確認することができます。
期間	4月2日(月)～5月31日(木) (土・日曜日、祝日を除く)	通年(土・日曜日、祝日および年末年始を除く) *平成30年度分は4月2日(月)から
縦覧および閲覧できる人、その際に必要なもの ※いずれの場合も本人確認ができるものがが必要です。(運転免許証など)	<p>▶固定資産税の納税者本人、同一世帯家族、納税管理人</p> <p>以下の人は所定のものが必要です</p> <p>▶法人の代表者または委任状を受けた代理人 代表者印を押印した申請書または委任状</p>	<p>▶所有者本人、納税管理人</p> <p>以下の人は所定のものが必要です</p> <p>▶法人の代表者または委任状を受けた代理人 代表者印を押印した申請書または委任状</p> <p>▶借地人、借家人など 賃貸借契約書など</p> <p>▶固定資産の処分をする権利を有する人 権利を証明する書類など</p>
備考	土地のみ課税されている人は土地のみ、家屋のみ課税されている人は家屋のみ縦覧が可能です。	手数料 300円 ※縦覧期間中(4月2日(月)～5月31日(木))は無料
受付時間・場所	▶受付時間 午前8時30分～午後4時30分 ▶場所 本館1階税務課	

## ■平成30年版 十和田市農地賃借料情報のお知らせ

問 農業委員会 ☎ 51 6740

平成29年1月1日から12月31日の間に賃貸借された農地の集計です。賃借料は、著しく低額や高額なものを除外しています。賃貸借契約の目安としてご利用ください。

(賃借料は円/10a当たり)

地域名	田				畑			
	平均額	最高額	最低額	筆数	平均額	最高額	最低額	筆数
大字深持、洞内、大沢田、馬洗場、立崎、八斗沢、豊ヶ岡	11,200	17,400	5,000	114	12,000	15,300	9,000	6
住居表示区域、大字三本木、赤沼、切田の一部(向切田)、相坂	11,600	18,000	4,600	197	10,700	15,000	5,800	6
大字切田(向切田を除く)、藤島、伝法寺、米田、大不動、滝沢	9,600	12,100	5,000	93	6,700	10,400	3,300	5
大字沢田、奥瀬、法量	9,100	15,000	4,400	172	9,400	11,700	5,000	7
市全体	11,100	18,000	4,400	576	10,800	15,300	3,300	24